

菊池みゆきこども園「病児・病後児保育事業」

～ 利用についての確認および同意書 ～

社会福祉法人菊幸会 菊池みゆきこども園  
園長 福田俊彦 殿

菊池みゆきこども園における「病児・病後児保育事業」(通称:カンガルーのポケット)については、事業利用規定、以下の要件全てに準拠し利用することに同意いたします。

- ( 1 ) 利用に当たっては、子どもが入院の必要がない状態であり、病児・病後児保育の環境で長時間過ごすことができる状態かどうか事前に医者判断を仰ぎ、医師から所定の連絡票(診療情報提供書)を記入してもらい、利用当日提出すること
- ( 2 ) 利用に当たっては保護者記入の所定の書類を全て記入の上、提出すること
- ( 3 ) 規定の時間を超過した場合は超過料金を支払うこと
- ( 4 ) 子どもの症状が悪化した場合は、保護者は園担当者の連絡に応え、可及的速やかに迎えに来ること
- ( 5 ) 事業実施中に、子どもの体調が悪化急変し、医療機関での速やかな治療が是非必要と園長もしくは、担当保育者が判断し、保護者に連絡した際は、保護者は可及的に速やかに迎えに来ること
- ( 6 ) 保護者の迎えが間に合わない状況で、緊急的治療が是非必要であると、園長もしくは担当保育者が判断したときは、最寄りの救急処置受け入れ可能な病院へ搬送し、適切な治療を行うこと。また、緊急時の搬送について、保護者から搬送先の指定はしないこと。
- ( 7 ) 医療機関での治療費は、保護者の負担とする。

\* 本同意書は署名捺印の期日より小学 3 年生まで有効とする。

\_\_\_\_\_西山医院 ( 嘱託医 ) \_\_\_\_\_川口病院 ( 連携協力医 )

病児・病後児保育は、病気中の子どもを預かるものです。この点を認識し、急激な体調悪化などの緊急時の対応に備えた上で事業利用の申し込みをいたします。利用に関しては、病児・病後児保育事業利用規定の内容を遵守することを下の署名捺印にて確認いたします。

対象児の病状が事業実施中、急変、重篤な状態になった特別緊急時の対処については、保護者による医療機関への速やかな搬送が、真に止む終えない事情により困難な場合、実際の搬送および対処については園規定および上の条項( 6 ) ( 7 )の通り実施されることを理解した上、対処を園関係者に委託します。この委託について責任は一切保護者に属することに、署名捺印の上、同意いたします。

年 月 日

住所

保護者名

印

園児氏名

生年月日 ( )